

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随時29-001	①京都市 ②京都府料理生活衛生同業組合 ③京都料理組合	料亭の風営法(※)適用除外について (※)本提案において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を略して「風営法」と記載する	「接待」行為が行われている料亭は、風営法の適用を受け、同法の許可を要するが、京都市内においては以下の一定の要件(①～③)を満たす「料亭」については、事業者からの申請に基づき、日本の伝統文化であり、京都をつなぐ無形文化遺産である「京料理等の食文化」、「芸舞妓による花街文化」、「きもの文化」等の発信拠点となる「特区認定料亭(仮称)」として、京都市が認定し、風営法を適用せず、食品衛生法上の飲食店の営業許可で営業可能とすることを提案する。 <一定の要件> ①食文化の発信 施設内に調理師資格を有する者がおり、施設内の専用の調理場で京料理を調理し、お客様に提供している ②花街文化・きもの文化の発信 京都の五花街の稽古場等で厳しい稽古を重ね、芸事や教養を兼ね備えた芸舞妓による伝統伎芸等のおもてなし、奥深い和の文化を表している「きもの」の魅力発信するおもてなしをしている ③安定し、健全な営業形態 創業30年以上、照度が10ルクス超、営業時間が6時～24時までの範囲内 <加盟団体及び監査体制> ●①～③の要件を満たし、京都市から認定を受けた「特区認定料亭(仮称)」は、認定後、一定期間内に料亭団体(新設)へ加盟 ●①～③の要件を満たしていることをチェックするため、認定した自治体(京都市)等が少なくとも年1回の監査等を実施	「料亭」における『おもてなし』は食文化、花街文化、きもの文化等をはじめとした伝統・文化の発展継承を支え、京都のみならず日本の伝統文化の発展に大きく寄与しているにも関わらず、風営法上、芸舞妓による『おもてなし』が、外形上は警察庁の定める基準上の『接待』に該当するため、風俗営業(1号営業)に該当している。 そのため、食品衛生法上の飲食店(一般的な飲食店)よりも、営業区域の制限、増改築や年少者の立入禁止、信用保証協会付融資の対象外とされるなど、営業等に係る制約があり、さらに、京都料理組合が組合員を対象に行ったアンケート結果によると、「客や市民等から性風俗産業を連想させる」、「風俗営業として立地することで、地域の環境やイメージを損ねている」など、風俗営業に該当するためイメージが悪いとの声が多くあった。 これらのことから、料亭が風営法の適用を受けることにより、料亭の活動が制限されるだけでなく、客や市民のイメージが損なわれるなど、料亭の営業活動に影響を与えている。	・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(警察庁生活安全局長通達)	「接待」行為が行われている料亭は、風営法の適用を受け、同法の許可を要するが、京都市内においては以下の一定の要件(①～③)を満たす「料亭」については、事業者からの申請に基づき、日本の伝統文化であり、京都をつなぐ無形文化遺産である「京料理等の食文化」、「芸舞妓による花街文化」、「きもの文化」等の発信拠点となる「特区認定料亭(仮称)」として、京都市が認定し、風営法を適用せず、食品衛生法上の飲食店の営業許可で営業可能とすることを提案する。 <一定の要件> ①食文化の発信 施設内に調理師資格を有する者がおり、施設内の専用の調理場で京料理を調理し、お客様に提供している ②花街文化・きもの文化の発信 京都の五花街の稽古場等で厳しい稽古を重ね、芸事や教養を兼ね備えた芸舞妓による伝統伎芸等のおもてなし、奥深い和の文化を表している「きもの」の魅力発信するおもてなしをしている ③安定し、健全な営業形態 創業30年以上、照度が10ルクス超、営業時間が6時～24時までの範囲内	警察庁	風営法は、「キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」を風俗営業として許可の対象とし、所要の規制を設けている。こうした営業については、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得る一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあることから、名称のいかんを問わず、規制の対象としているものである。 和食とおもてなしが素晴らしい日本文化であることは理解しており、また、風営法の許可を受けて営む料亭の多くが、長年、同法の規制の下で、健全な営業を継続していることも承知している。しかしながら、風営法を適用除外とする御提案の要件の下では、不適切な営業者を排除することができず、悪質な営業者が健全な料亭を装って規制対象外となった上で不適切な営業を行うなどのおそれがあることから、特区として対応することは困難である。 なお、風営法上、既に許可を受けて営業を行っている風俗営業の営業所に対しては、営業制限区域の適用はなく、既に風俗営業の許可を受けている営業所においても、実際に接待が行われていない部屋や時間帯に18歳未満の年少者が立ち入って食事をすることは可能である。また、個々の営業を信用保証の対象とするか否かについて、風営法は何ら制限を課していない。さらに、風営法上、風俗営業は性を売り物とする性風俗関連特殊営業とは全く異なるものとして明確に区別されているところである。	悪質な営業者に関する懸念については、日本の伝統文化の発信拠点として、地域で継続的に30年以上健全な営業を行うなど社会的信用を有する料亭を、京都市が要件を厳格にチェックして認定する。 さらに、認定後も、料亭団体への加盟義務付け、定期的な監査や報告聴取、不適切な場合の認定取消しなど、厳格なチェック・運営体制を取るため、不適切な営業者に本措置を悪用されることは想定していないが、対応すべき課題があれば具体的に指摘いただきたい。 また、風俗営業と性風俗関連特殊営業とは区別されているとの点については、名称が類似することによるイメージ低下や、融資、求人募集等で料亭の事業環境に影響を及ぼしている実態がある。	警察庁	御提案の「食文化の発信」、「花街文化・きもの文化の発信」といった要件をはじめ、具体的な認定方法が不明確であり、「社会的信用を有する料亭」について実効ある区別ができるのか疑問が残ることから、特区として対応することは困難である。 また、風俗営業の名称については、法律上、風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業について「接待飲食等営業」という名称も規定しており、許可証にも「料理店」又は「社交飲食店」と明記するなど、所要の配慮を行っているところであるが、風俗営業と性を売り物とする性風俗関連特殊営業の名称に関しては、これらの営業が混同されることのないよう、引き続き周知を行ってまいりたい。